

給食業務委託事業者の選定に係るプロポーザル実施要領

1 目的

社会福祉法人の業務契約においては、公益性、透明性の実現が非常に重要である。通常、業務委託契約については、経理規程に基づき指名競争入札若しくは一般競争入札が基本となるが、食事は人の生活の中でも大きなウェイトを占める楽しみの一つであり、特に施設における食事内容は各施設のサービスの質の根幹にも関わってくるものと考えられる。従って、価格のみを比較する一般競争入札等は給食業務委託業者を選定するには適さないと判断し、利用者に対する食事提供の考え方、味の工夫、価格、管理体制等を総合的に比較検討し、業者を選定するため、プロポーザル方式を採用することとしたい。

2 委託事業の概要

(1) 名称

社会福祉法人博由社 給食業務委託

(2) 委託事業の内容

「障害者支援施設ハピネスさつま給食業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（但し、更新できるものとする。）

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できるものは、プロポーザル実施公表の時点において、次に掲げるすべての要件を満たしている者。

(1) 食品衛生法による許可（飲食店営業に係る許可に限る）を受けていること。

(2) 現に障害者・高齢者福祉施設の給食業務に関わっており、障害者・高齢者福祉施設での給食調理受託実績が3年以上あること。

(3) 令和3年4月1日以降、兵庫県内で食中毒等衛生事故による営業上の行政処分を受けたことがないこと。

4 企画提案書

(1) 企画提案書の作成にあたっては、仕様書を参照し、下記項目の順序、構成で作成すること。また、企画提案書の表現については、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすいものとする。

①事業者の業務実績について

過去3年以内の障害者・高齢者福祉施設における給食業務に関わる実績を記載すること。

②業務運営について

- ア 施設給食に対する基本的な考え方と施設との連携体制について
- イ 調理業務実施体制（人員確保等）や職員研修について
- ウ 安全衛生管理に関する具体的な考え方について
- エ 危機管理に対する具体的な考え方について

③給食調理業務運用の実施方法について

- ア 利用者の満足度を高めるための方策について
季節行事食や回数の内容、その他利用者の満足度を高めるための具体的な取組み。
- イ 個別対応について
利用者の食欲不振時の対応、食物アレルギーや禁止食についての考え方と対応、
利用者の健康保持のための提案

(2) 留意事項

- 1 企画提案書はA4版縦、横書き、左上箇所綴じの印刷物とする。
- 2 企画提案書は、1社につき1提案とする。

5 プロポーザルの参加申し込みについて

本プロポーザルに参加しようとするものは、下記の内容のとおり参加申し込みの手続きを行うこと。

(1) 申し込み受付期間

令和7年8月1日（金）から令和7年8月29日（金）午後5時まで必着

(2) 受付時間

午前10時から午後5時

(3) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1号）
- イ 企画提案書
- ウ 受託先一覧
- エ メニュー表（常食1週間分）
- オ 委託見積書（提案書に基づいた内訳も記載）
- カ BCP（事業継続計画）感染症及び災害時
- キ 会社概要及び担当者名（会社案内、名刺等）

(4) 提出方法

持参又は書留郵便とする。

(5) 提出書類の取扱い

- ア 提出された全ての企画提案書等の書類は返却しない。
- イ 提出されたすべての企画提案書等の書類は、本プロポーザルの目的以外は使用しない。

(6) 提出先

〒675-0301

兵庫県加古川市志方町大澤847-35

障害者支援施設 ハピネスさつま

電話 079-453-1177

FAX 079-453-1188

担当者 石本

6 質問及び回答 質問がある場合には、以下の方法にて行うこと。

(1) 質問方法

必ず電子メールにより提出すること。

電子メールアドレス：happiness-1@cotton.ocn.ne.jp

(2) 質問受付期限

令和7年8月22日（金）午後5時まで

(3) 質問の回答方法

送信を希望するメールアドレスに電子メールで順次回答する。ただし、質問の内容によってはプロポーザル方式による事業者選定に公平を保てない場合には回答しないことがある。

7 審査方法

1次審査（書類審査）、2次審査（試食審査）を行う。1次審査通過者に2次審査を行い、審査の結果、最も評価点数の高い業者を候補業者として選定する。なお、選定した業者が採用の辞退及びその他の理由で契約できない場合は、次点者を委託候補業者とする。

8 1次審査

(1) 選考方法

社会福祉法人博由社で定めた評価基準に基づき、審査委員により、企画提案書等の内容を審査し、数社を第1次選考する。但し、各評価項目の点数等は公開しないものとする。

(2) 評価基準

①評価の前提条件

同業同種の施設給食業務受託の実績があり、調理技術、安全衛生管理等の教育を積極的に行っている意欲的な業者で、かつ、福祉施設への食事提供意義や目的を理解し、社員教育を徹底していること。また、栄養士及び調理員を安定的に雇用しており、かつ、その業者の経営状態等も安定していること。

②評価基準

給食に関する取り組み	安全な食材を調達し、安全に調理、保存し、いつでも安全で美味しい給食を提供するために努力していること。
	社会福祉法人博由社の運営全般に協力的であり、給食調理業務を通じてサービスの向上や改善に向けての提案や取り組みに積極的であること。
	常に品質向上の努力をし、安全で美味しく、入居者、利用者に喜ばれる特色ある給食の提供に積極的に努力していること。
安全衛生管理	「大量調理施設衛生マニュアル」(平成9年3月厚生労働省通知)等に基づいた独自の衛生管理マニュアルを確立し、これに基づき給食業務を実施していること。
	給食業務職員に対して、食品の安全衛生管理に関する教育が徹底されていること。
	安全、衛生及び調理技術に関する資質向上のため、行政機関等が主催する研修に業務職員を参加させていること。
	給食業務職員の健康管理(定期的な診断、検便等)が確実に実施されていること。
業務遂行能力	仕様書に基づき、業務を継続して安定的に遂行できること。
	仕様書に基づき、業務を継続して安定的に遂行できる有資格者の配置と人員体制が確保されていること。
	福祉施設の給食業務を理解し、食事の準備や配膳、片づけに適切な配慮がなされるよう職員教育されていること。
見積金額	総額が予算の範囲内であり、かつ価格に優位性があること。 (総合評価のため、必ずしも最低見積価格をもって候補者選定するのではない。)

9 2次審査

(1) 選考方法

選考委員により試食会(審査)を実施し、最も優れた業者を給食業務委託契約候補者とし、業務について協議する。2次選考会の日時、場所、その他 詳細については、1次選考通過事業者に別途通知する。

10 審査結果の通知

審査結果は、後日参加者全員に文書にて通知する。但し、各評価項目の点数等は公開しないものとする。また、結果に対する異議は受け入れない。

1 1 その他

本プロポーザルに要する費用は全て各提案者の負担とする。

審査については、参加業者が2社に満たない場合であっても実施する。

様式1号

年 月 日

社会福祉法人博由社
理事長 柏 由紀夫 様

住 所
名 称
代表者

印

参加表明書

社会福祉法人博由社の給食業務委託業者選定に係るプロポーザルに
参加致します。

住 所

会社名

代表者職氏名

連絡担当者名

電話番号

F A X